

九州地域における森林整備の推進に関する覚書(包括覚書)の締結

『九州地域における森林整備の推進に関する覚書』概要

九州森林管理局は、九州地域における森林の持つ多面的機能の維持増進に向け、森林所有者等が連携、協力して森林整備を推進していく観点から九州地域における森林整備の推進に関する覚書を締結しました。

■締結者 九州森林管理局、(独)森林農地整備センター、日本製紙(株)、住友林業(株)、王子製紙(株)、王子木材緑化(株)、九州横井林業(株)

■締結日 平成21年9月11日(金)



九州地域における森林整備の推進に関する覚書(抜粋)

- 1 九州地域における森林の持つ多面的機能の維持向上に向け、締結者は情報の交換、共有化、現地検討会の開催等を実施するなど連携、協力を推進する。
- 2 林業生産コストの低減、木材の安定供給等を図るため、具体の林分において森林整備推進協定を締結して森林共同施業団地を設定するとともに、路網や、間伐等の実施計画を策定し、効率的な森林整備を推進する。
- 3 林業経営者、市町村、県等との間で森林整備に関する情報の交換、森林共同施業団地の設定等を通じた効率的な森林整備に努める。
- 4 締結者は、定期的に会合を開催するとともに、取組状況等についてホームページや各種会合等を活用して定期的に公表する。

9. 12 日経新聞

九州森林管理局、独立林整備の協力に関する覚書締結 間伐作業など共同で
まず熊本・五木地区

行政法人森林総合研究所 書に締結した。九州で所
と民間5社は11日、所有の有林同士が隣接している

林業、王子製紙とその子
会社の王子木材緑化(東
京・江東)、南林業の九
州横井林業、熊本県湯前
町の5社。今まで国や
各社がそれぞれ取り組ん
できた作業路開設や間伐
などを共同で進め、作業
コスト削減を目指す。大
型林業機械を共同で導入
する。
第1弾として同日、五
木地域の計3335haの
森林に関し、所有者の国
(森林管理局)と森林総
合研究所、住友林業、九
州横井林業が、熊本県、
五木村、山江村の地元自
治体の立ち会いで協定を
締結した。